明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務六五）　一
○事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令（同六六）　三
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同六七）　四
○電気通信番号規則の一部を改正する省令（同六八）　四
〔告　示〕
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（総務二三三）　四
○総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する件（同二三四）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十一年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　五
平成二十一年度第四・四半期国庫の状況（同）　五
国家試験
平成二十二年度航空管制官採用試験公告（人事院）　六〇
平成二十二年度皇宮護衛官採用試験公告（同）　六一
平成二十二年度刑務官採用試験公告（同）　六二
平成二十二年度入国警備官採用試験公告（同）　六三
平成二十二年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　六四
平成二十二年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　六五
平成二十二年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　六六
平成二十二年度気象大学校学生採用試験公告（同）　六七
平成二十二年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　六九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七〇
特殊法人等
地方職員共済組合役員の異動関係　一〇五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇八

省令

○総務省令第六十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣　原口　一博

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第一号ウ中「ム」を「ウ」に改め、同ウを同号キに、同号中ナからムまでをラからウまでに改め、ネの次に次のように加える。

ナ　災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書

第二十七条の五第一項第二号イ中「ウ」を「キ」に改め、同項第三号イ中「同号ソ、ナ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあっては、同号ソ、ネ、ナ及びウ」を「同号ソ、ラ及びキ」に改め、同項第四号イ中「同号ソ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあっては、同号ソ、ネ及びウ」を「同号ソ及びキ」に改め、同項第五号中「事業用電気通信設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）又は」を削り、同号イ中「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていないものにあっては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ラ及びウ」を「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキ」に改め、同項第八号中「ウ」を「キ」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、同項第六号イ中「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ラ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあっては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ナ、ラ及びウ」を「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びキ」に改め、同号を同項第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。）

ロ　電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規定による届出は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規定によりした届出とみなす。

○総務省令第六十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣　原口　一博